

# 売店設置基本方針

令和6年度全国中学校体育大会  
福井県実行委員会

## 1 基本方針策定の趣旨

運動部活動を行う中学生にとっての夢のイベントである令和6年度全国中学校体育大会の参加者および一般観覧者等に便宜を与え、あわせて広く郷土の物産品を紹介することを目的として、競技会場指定区域内に売店を設置する。

## 2 売店設置の目的

- (1) 大会参加選手の使用する用具、用品の補給、修理に関する現地における即応サービス体制を整備し、競技運営の円滑化を図る。
- (2) 大会記念品コーナー等において、シンボルマークや地名入りの記念品や、郷土の物産品を紹介し参加者や大会関係者のよき思い出作りに寄与する。

## 3 売店の種類

- (1) 日本スポーツイベントサービス推進協議会（JSEC）会員の業者
  - ・スポーツ用品、記念品等
- (2) (1) 以外の（公財）日本中学校体育連盟一般賛助会員で、出店を希望する業者
- (3) 地場産業活性化のために出店を希望する業者（地元特産物販売に限る）
  - ・地元の特産品

## 4 売店設置・運営の方針

- (1) 上記3の(1)は、（公財）日本中学校体育連盟の定めによるものとする。
- (2) 上記3の(2)は、（公財）日本中学校体育連盟により定められた手続きを経た後、福井県実行委員会が定める、別添「売店設置運営要項」によるものとする。
- (3) 上記3の(3)は、福井県実行委員会の定める、別添「売店設置運営要項」によるものとする。
- (4) 上記3の(1)～(3)以外の業者との契約が必要な場合には、（公財）日本中学校体育連盟が行うものとする。
- (5) 売店等を設置する場合は、会場となる施設等の管理者、関係機関、関係団体と連絡を密にし、大会運営に支障のないように配慮するものとする。
- (6) 売店等での取扱品目は、本大会の趣旨を考慮し、その目的を達成するものとする。
- (7) 売店の設置・運営および廃止に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。